個 別 延 長 給 付 の ご 案 内

1　個別延長給付の対象となる方

倒産・解雇などの理由により離職された方（特定受給資格者）や期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職された方（特定理由離職者（妊娠・出産や疾病等、正当な理由のある自己都合により離職された方を除く。））のうち、心身の状況が以下の①～③のいずれかに該当する方（「就職が困難な方」に該当する方を除く。）であって、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた方は、個別延長給付の対象となり、所定給付日数分の支給終了後、給付日数が延長されます。

①　難治性疾患を有する方
②　発達障害者支援法第２条に規定する発達障害者である方
③　障害者雇用促進法第２条第１号に規定する障害者である方

※　「就職が困難な方」に係る所定給付日数になっている場合は、当初から所定給付日数が手厚くなっているため、個別延長給付の対象となりません。

2　個別延長給付の対象とならない場合

個別延長給付は、特に積極的に求職活動を行っている方が対象となります。
そのため、次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、個別延長給付の対象となりません。

①　求職の申込みをした日から支給終了となる失業認定日の前日までの間において、求人への応募回数が原則として次のア～クの回数に満たない場合
なお、応募書類を求人者に送付したが面接に至らず不調に終わった場合等も応募に該当します。

ア	所定給付日数が９０日の方	３回	オ	所定給付日数が２１０日の方	７回
イ	所定給付日数が１２０の方	４回	カ	所定給付日数が２４０日の方	８回
ウ	所定給付日数が１５０日の方	５回	キ	所定給付日数が２７０日の方	９回
エ	所定給付日数が１８０日の方	６回	ク	所定給付日数が３３０日の方	11 回

※　**応募回数は認定日ごとに提出される失業認定申告書に記載された内容をもとに判断しますので、記載漏れのないようにお願いいたします。**

②　所定の求職活動実績がないことで失業認定日に不認定処分を受けた場合
③　やむを得ない理由がなく、失業認定日に来所しなかったことにより不認定処分を受けた場合
④　雇用失業情勢や労働市場の状況等から、現実的ではない求職条件に固執される方　等
⑤　正当な理由なく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、指示された公共職業訓練を受けること、再就職を促進するために必要な職業指導を拒んだ場合

3　延長される給付日数

原則６０日分延長されます。
（ただし、所定給付日数が２７０日又は３３０日である方は、３０日分の延長になります。）

4　その他

（１）**個別延長給付は、平成２９年４月１日以降に離職した方、平成２９年３月３１日以前に離職した方であって、かつ所定給付日数分の受給を終える日が平成２９年４月１日以降の方が対象となります。**
（２）**個別延長給付の対象となるか否かについては、所定給付日数分の受給を終える失業認定日に公共職業安定所の職員からお伝えいたします。**

ご不明な点があれば、最寄りのハローワークまでお尋ねください。
厚生労働省　都道府県労働局　ハローワーク（公共職業安定所）

LL290401 保 02